

# 議案第50号 勝浦町との間における一般廃棄物の処理に関する事務の 受託に関する協議について

## 小松島市と勝浦町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に 関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 勝浦町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を小松島市に委託する。

- (1) 一般廃棄物を広域処理するための施設として、小松島市長と勝浦町長が協議して定めるもの（以下「施設」という。）の整備に関する事務
- (2) 施設の管理に関する事務
- (3) 勝浦町から施設に搬入された一般廃棄物の中間処理に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の広域処理に必要な事務  
(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、小松島市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 勝浦町長は、必要があると認めるときは、小松島市長に対し委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、勝浦町の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、小松島市長が勝浦町長と協議して定める。この場合において、小松島市長は、あらかじめ当該経費の額の見積りに関する書類を勝浦町長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 小松島市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、小松島市の予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる使用料、手数料その他の収入は、全て小松島市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 小松島市長は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じた場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、小松島市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに勝浦町長に提出しなければならない。

(決算後の措置)

第7条 小松島市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を勝浦町長に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第8条 小松島市長は、委託事務の管理及び執行について適用される小松島市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ勝浦町長に通知しなければならない。

2 小松島市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当

該条例等を勝浦町長に通知しなければならない。

- 3 勝浦町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、小松島市長と勝浦町長との協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 勝浦町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する小松島市の条例等が勝浦町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止等)

- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、小松島市長がこれを決算する。